

国外財産調書の提出制度
(FAQ)

平成 25 年 11 月
国 税 庁

用語の意義

このFAQにおいて使用している省略用語の意義は、次のとおりです。

国外送金等調書法	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成9年法律第110号）をいいます。
国外送金等調書令	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成9年政令第363号）をいいます。
国外送金等調書規則	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成9年大蔵省令第96号）をいいます。
通達	平成25年3月29日付課総8-1ほか3課共同「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書関係）の取扱いについて（法令解釈通達）」をいいます。
所基通	昭和45年7月1日付直審（所）30「所得税基本通達」をいいます。
評基通	昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」をいいます。

目 次

I	通則	1
	【制度の概要等】	
Q 1	国外財産調書の提出制度の概要について教えてください。・・・・・・・・	1
Q 2	国外財産調書を提出しなければならない場合について、具体的に教えてください。・・・	2
Q 3	国外財産調書は、住所地を所轄する税務署長に提出すればよいのですか。・・・・	3
	【国外財産の所在の判定】	
Q 4	国外財産調書の対象となる「国外財産」であるかどうかについては、どのような基準に基づき判断するのですか。・・・・・・・・	3
Q 5	財産が「国外にある」かどうかの判定については、基本的には相続税法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定により判定するとのことですが、相続税法以外の規定により所在を判定する財産もあるのですか。・・・・・・・・	7
Q 6	社債、株式等の有価証券等が「国外にある」かどうかは、具体的にどのように判定するのですか。・・・・・・・・	7
Q 7	国内に本店のある銀行の国内支店に外貨預金口座を開設していますが、この外貨預金は国外財産調書の対象となる国外財産に該当しますか。・・・・・・・・	8
Q 8	国内の事業者を通じて国外に不動産を購入しました。この不動産は国外財産調書の対象となる国外財産に該当しますか。・・・・・・・・	8
Q 9	国外に設立した法人に対して、事業運転資金として金銭を貸し付けていますが、この貸付金は国外財産調書の対象となる国外財産に該当しますか。 なお、この法人の本店所在地は国外にあります。・・・・・・・・	8
II	国外財産調書の記載事項等	
	【国外財産調書の記載事項】	
Q 10	国外財産調書には、氏名及び住所（又は居所等）のほか、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされていますが、記載事項を具体的に教えてください。・・・	10
Q 11	国外財産調書に記載する国外財産の種類、数量、価額、所在等は、その国外財産の用途別（一般用及び事業用の別）に記載することとされています。 保有する財産の用途が「一般用」であるのか、「事業用」であるのかについては、どのように判定すればよいのですか。・・・・・・・・	12
Q 12	国外財産の用途が「一般用」及び「事業用」の兼用である場合、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。・・・・・・・・	12
Q 13	国外に避暑用のコンドミニアム（土地付建物）を保有しています。売買契約書を確認しても「土地」と「建物」の価額に区分することができません。このような財産の場合、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。・・・・・・・・	12
Q 14	国外財産の所在については、「国名及び住所等」を記載することとされていますが、「国名」は正式名称で記載する必要がありますか。・・・・・・・・	13
	【財産及び債務の明細書との関係】	
Q 15	「財産及び債務の明細書」には国内財産と国外財産の双方を記載して提出することとされていますが、「財産及び債務の明細書」を提出する場合でも保有する国外財産の価額が 5,000 万円を超える場合は、国外財産調書を提出する必要があるのですか。・・・・・・・・	13

【国外財産調書合計表の添付】

- Q16 国外財産調書を提出する際には「国外財産調書合計表」を添付して提出することとされていますが、「国外財産調書合計表」の様式はどこで入手できますか。・・・ 16

Ⅲ 国外財産の価額

【基本的な考え方】

- Q17 国外財産調書に記載する財産の価額は、その年の12月31日における時価によらなければならないのですか。・・・ 17
- Q18 国外財産の「時価」とは、どのような価額をいうのですか。・・・ 17
- Q19 国外財産の「見積価額」とは、どのような価額をいうのですか。・・・ 17
- Q20 国外財産調書に記載する国外財産の価額は、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額でもよいのですか。・・・ 18

【国外財産の見積価額】

- Q21 国外財産の「見積価額」の合理的な算定方法について、財産の種類ごとに具体的に教えてください。・・・ 19

【保険に関する権利の価額】

- Q22 以前、国外に居住していた際、外国の生命保険会社（国内に営業所等はありません。）の生命保険に加入し現在も引き続き加入していますが、この生命保険の価額はどのように算定すればよいのですか。
なお、加入している生命保険契約は満期返戻金のあるものです。・・・ 21

【定期金に関する権利の価額】

- Q23 以前、国外に居住していた際に加入していた外国の生命保険会社（国内に営業所等はありません。）から、生命保険契約に基づく定期金（年金）を受け取っていますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。・・・ 21

【ストックオプションに関する権利の価額】

- Q24 外国法人からのストックオプションに関する権利を保有していますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。・・・ 21

【民法に規定する組合契約等その他これらに類する契約に基づく出資の価額】

- Q25 不動産投資を目的とした外国のパートナーシップに対して出資していますが、国外財産調書には出資額を記載すればよいのですか。・・・ 22

【信託に関する権利の価額】

- Q26 保有している外国国債を外国の金融機関（国内に営業所等はありません。）に信託して運用しています。
このような財産の価額は、どのような方法で算定すればよいのですか。・・・ 22

【預託金等の価額】

- Q27 外国にあるリゾート施設を利用するための会員権を保有しています。会員権を取得する際に、外国のリゾート施設経営会社に預託金を支払っていますが、この預託金も国外財産調書の対象になりますか。・・・ 23

【無体財産権の価額】

- Q28 特許権（無体財産権）を保有していますが、この特許権が国外財産に該当する場合、その価額はどのような方法で算定すればよいのですか。・・・ 24

【共有財産の価額】

- Q29 外国に別荘を保有していますが、その別荘は配偶者との共有財産として取得しており、持分が明らかではありません。このような財産の価額はどのような方法で算定すればよいのですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

【借入金で取得した国外財産の価額】

- Q30 国外財産を金融機関からの借入金で取得している場合、その財産の価額の算定に当たり、借入金元本を差し引いてよいのですか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

【外貨で表示されている国外財産の邦貨換算の方法】

- Q31 国外財産調書に記載する国外財産の価額は邦貨（円）によることとされていますが、外貨で表示されている国外財産の価額はどのような方法で邦貨に換算すればよいのですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

IV 過少申告加算税等の特例

【特例の概要】

- Q32 国外財産調書を提出等している場合の、過少申告加算税等の特例措置について教えてください。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

【提出期限後に提出された国外財産調書の取扱い】

- Q33 提出期限内に国外財産調書を提出することができなかった場合、過少申告加算税等に係る優遇措置の適用を受けることはできないのですか。・・・・・・・・ 26

V 罰則

- Q34 国外財産調書を提出しなかった場合の罰則について教えてください。・・・・・・・・ 27

I 通則

【制度の概要等】

Q 1 国外財産調書の提出制度の概要について教えてください。

(答)

○ 国外財産調書の提出制度は、近年、国外財産の保有が増加傾向にある中で、国外財産に係る課税の適正化が喫緊の課題となっていることなどを背景として、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告していただく仕組みとして、平成 24 年度の税制改正により導入されたものです。

○ 具体的には、その年の 12 月 31 日においてその価額の合計額が 5 千万円を超える国外財産を保有する居住者の方（非永住者の方を除きます。）は、翌年の 3 月 15 日までに当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（国外送金等調書法 5 ①）。

[参考]「国外財産調書」

番号 <input style="width: 100px;" type="text"/>						
平成 年 12 月 31 日分 国外財産調書						
提出用	国外財産を有する者		住所 <small>（又は事業所、事務所、居所など）</small>			
			氏名	(電話)		
国外財産の区分	種類	用途	所 在	数 量	価 額	備 考
合 計 額						
(摘要)						

() 枚のうち () 枚目

Q 2 国外財産調書を提出しなければならない場合について、具体的に教えてください。

(答)

- 国外財産調書の提出が必要となる方は、その年の12月31日においてその価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する「非永住者以外の居住者」とされています。

ここでいう「居住者」及び「非永住者」は、所得税法に定める居住者及び非永住者をいい、居住者であるかどうかの判定は、その年の12月31日の現況により判定することとされています（国外送金等調書法5①本文、通達5-1）。

- 所得税法に定める「居住者」とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいい、「非永住者」とは、居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいいます（所得税法2①三、四）。

〔注1〕 「住所」とは各人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判定することになります。

なお、国の内外にわたって居住地が異動する方の住所が国内にあるかどうかの判定に当たっては、所得税法施行令第14条《国内に住所を有する者と推定する場合》及び第15条《国内に住所を有しない者と推定する場合》の規定があることに留意する必要があります（所基通2-1）。

〔注2〕 国内に居所を有していた方が国外に赴き再び入国した場合において、国外に赴いていた期間（以下この注において「在外期間」といいます。）中、国内に、配偶者その他生計を一にする親族を残し、再入国後起居する予定の家屋若しくはホテルの一室等を保有し、又は生活用動産を預託している事実があるなど、明らかにその国外に赴いた目的が一時的なものであると認められるときは、当該在外期間中も引き続き国内に居所を有するものとして、所得税法第2条第1項第3号及び第4号の規定を適用することになります（所基通2-2）。

- なお、国外財産調書の提出期限までの間（その年の翌年の3月15日までの間）に、国外財産調書を提出しないで死亡し、又は所得税法第2条第1項第42号に規定する出国をしたときは、国外財産調書の提出を要しないこととされています（国外送金等調書法5①ただし書）。

Q 3 国外財産調書は、住所地を所轄する税務署長に提出すればよいのですか。

(答)

- 所得税の確定申告をする必要がある方の場合は、その納税地を所轄する税務署長に、所得税の確定申告をする必要がない方の場合は、住所地（国内に住所がない場合は居所地）を所轄する税務署長に提出することとされています（国外送金等調書法5①一、二）。

〔参考〕 所得税の確定申告をする必要がある方

- その年分の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計額を超える方は、原則として確定申告をしなければなりません。

ただし、給与の収入金額が2,000万円以下で、かつ、1か所から給与等の支払を受けており、

その給与の全部について源泉徴収される方で給与所得及び退職所得以外の所得金額が 20 万円以下である方等、一定の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

- また、平成 23 年分以後は、その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者の方で、その年中の公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には確定申告の必要はありません。

- また、上記の判定は、国外財産調書を提出する際において判定することとされています（通達 5－2(1)）。

【国外財産の所在の判定】

Q 4 国外財産調書の対象となる「国外財産」であるかどうかについては、どのような基準に基づき判断するのですか。

(答)

- 国外財産調書の対象となる「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」こととされています（国外送金等調書法 2 七）。
- 財産が「国外にある」かどうかの判定については、基本的には財産の所在の判定について定める相続税法第 10 条の規定によることとされ、同条第 1 項及び第 2 項に掲げる財産については、これらの規定の定めるところによることとされています（国外送金等調書法 5③、国外送金等調書令 10①）。
- なお、有価証券等^(注1)が、金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿^(注2)に記載等がされているものである場合等におけるその有価証券等の所在については、相続税法第 10 条第 1 項及び第 2 項等の規定にかかわらず、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在によることとされています（国外送金等調書法 5③、国外送金等調書令 10②）。

(注 1) 「有価証券等」とは具体的には次のものをいいます。

- ① 貸付金債権（相続税法第 10 条第 1 項第 7 号に掲げる財産）に係る有価証券
- ② 社債若しくは株式、法人に対する出資又は外国預託証券（相続税法第 10 条第 1 項第 8 号に掲げる財産）
- ③ 集団投資信託又は法人課税信託に関する権利（相続税法第 10 条第 1 項第 9 号に掲げる財産）に係る有価証券
- ④ 国債又は地方債（相続税法第 10 条第 2 項に規定する財産）
- ⑤ 外国等の発行する公債（相続税法第 10 条第 2 項に規定する財産）
- ⑥ 抵当証券又はオプションを表示する証券若しくは証書（国外送金等調書規則第 12 条第 3 項第 2 号に規定する財産）
- ⑦ 組合契約等に基づく出資（国外送金等調書規則第 12 条第 3 項第 3 号に規定する財産）に係る有価証券
- ⑧ 信託に関する権利（国外送金等調書規則第 12 条第 3 項第 4 号に規定する財産）に係る有価証券

(注 2) 「金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）に規定する振替口座簿をいい、外国におけるこれに類するものを含みます。

- その年の12月31日において保有する各財産が「国外にある」かどうかの具体的な判定については、その財産の現況により、次表により判定します。

財産の所在の判定表

	財産の種類	所在の判定	
1	動産若しくは不動産又は不動産の上に存する権利	その動産又は不動産の所在	
2	1のうち、船舶又は航空機	船籍又は航空機の登録をした機関の所在 ^(注1)	
3	鉱業権若しくは租鉱権又は採石権	鉱区又は採石場の所在	
4	漁業権又は入漁権	漁場に最も近い沿岸の属する市町村又はこれに相当する行政区画	
5	金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金 ^(注2)	その預金等の受入れをした営業所又は事業所の所在	
6	保険金（保険の契約に関する権利を含みます。） ^(注3)	その保険の契約に係る保険会社等の本店等又は主たる事務所の所在	
7	退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与（一定の年金又は一時金に関する権利を含みます。） ^(注4)	その給与を支払った者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在	
8	貸付金債権	その債務者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在 ^(注5)	口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在 ^(注8)
9	社債若しくは株式（株式に関する権利（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利を含みます。）が含まれます。）、法人に対する出資又は外国預託証券 ^(注6、7)	その社債若しくは株式の発行人、その出資のされている法人又は外国預託証券に係る株式の発行人の本店又は主たる事務所の所在	
10	集団投資信託又は法人課税信託に関する権利	これらの信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在	
11	特許権、実用新案権、意匠権若しくはこれらの実施権で登録されているもの、商標権又は回路配置利用権、育成者権若しくはこれらの利用権で登録されているもの	その登録をした機関の所在	
12	著作権、出版権又は著作隣接権でこれらの権利の目的物が発行されているもの	これを発行する営業所又は事業所の所在	
13	1から12までの財産を除くほか、営業所又は事業所を有する者の営業上又は事業上の権利	営業所又は事業所の所在	
14	国債又は地方債	この法律の施行地（国内）	口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在 ^(注8)
15	外国又は外国の地方公共団体その他これに準ずるものの発行する公債	その外国	
16	預託金又は委託証拠金その他の保証金（5に該当する財産を除きます。）	左記の預託金等の受け入れをした営業所又は事務所の所在	
17	抵当証券又はオプションを表示する証券若しくは証書	左記の有価証券の発行者の本店又は主たる事務所の所在	口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在 ^(注8)
18	組合契約等に基づく出資	左記の組合契約等に基づいて事業を行う主たる事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在	
19	信託に関する権利	その信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在	
20	1から19までに掲げる財産以外の財産	その財産を有する者の住所（住所を有しない場合は居所）	

- (注1) 船籍のない船舶については、相続税法基本通達10-1に基づき、動産としてその所在により国外財産であるかどうかを判定します。
- (注2) 「金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金」とは、相続税法施行令第1条の13に規定するものをいいます。
- (注3) 「保険の契約に関する権利」の所在については、国外送金等調書規則第12条第2項の規定の適用があります。
- (注4) 「一定の年金又は一時金に関する権利」とは、相続税法施行令第1条の3に定める年金又は一時金に関する権利（これらに類するものを含みます。）をいいます。
- (注5) 債務者が2以上ある場合には、主たる債務者とし、主たる債務者がいないときは、相続税法施行令第1条の14により判定した一の債務者となります。
- (注6) 「外国預託証券」とは、相続税法施行令第1条の15《有価証券》に規定する外国預託証券をいいます。
- (注7) 「株式に関する権利（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利を含みます。）」の所在については、国外送金等調書規則第12条第2項の規定の適用があります。
- (注8) 左記の財産に係る有価証券（Q4（注1）を参照）が、金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされているものである場合の取扱いです。

Q 5 財産が「国外にある」かどうかの判定については、基本的には相続税法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定により判定することですが、相続税法以外の規定により所在を判定する財産もあるのですか。

(答)

- 相続税法に規定する社債、株式等の有価証券等のうち一定のものについては、相続税法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、国外送金等調書令第 10 条第 2 項の規定により所在を判定します（詳細は Q 4 を参照）。
- また、相続税法第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する財産以外の財産で、次に掲げる財産については、国外送金等調書規則第 12 条第 3 項の規定により、それぞれ次によりその所在を判定します。
 - (1) 預託金又は委託証拠金その他の保証金
預託金又は委託証拠金その他の保証金の受入れをした営業所又は事務所の所在により判定します（国外送金等調書規則 12③一）。
 - (2) 抵当証券又はオプションを表示する証券若しくは証券等
これらの有価証券の発行者の本店又は主たる事務所の所在により判定します（国外送金等調書規則 12③二）。
 - (3) 組合契約等に基づく出資
これらの契約に基づいて事業を行う主たる事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在により判定します（国外送金等調書規則 12③三）。
 - (4) 信託に関する権利（集団投資信託又は法人課税信託に関する権利及び上記(1)から(3)までの財産に該当するものを除きます。）
その信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在により判定します（国外送金等調書規則 12③四）。
 - (5) 上記以外の財産
その財産を有する方の住所（住所を有しない方にあつては、居所）の所在により判定します（国外送金等調書規則 12③五）。
- なお、上記(2)から(4)の財産に係る有価証券のうち一定のものについては、国外送金等調書規則 12③ただし書の規定により所在を判定します（詳細は Q 4 を参照）。

Q 6 社債、株式等の有価証券等が「国外にある」かどうかは、具体的にどのように判定するのですか。

(答)

- 財産が「国外にある」かどうかの所在の判定については、基本的には財産の所在の判定について定める相続税法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定によることとされ、これらの項に規定する財産については、これらの項の定めるところによることとされています（国外送金等調書法 5③、国外送金等調書令 10①）。
- ただし、社債、株式等の有価証券等（以下「有価証券等」といいます。）が金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされているものであ

る場合におけるその有価証券等の所在については、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在により判定することとされています（国外送金等調書令 10②、国外送金等調書規則 12③ただし書）。

- 有価証券等に係る所在の判定の取扱いを整理すると次のとおりとなります。

	国内有価証券等	外国有価証券等
国内金融機関の 口座で管理	調書の <u>対象外</u>	調書の <u>対象外</u>
国外金融機関の 口座で管理	調書の <u>対象</u>	調書の <u>対象</u>
上記以外	調書の <u>対象外</u>	調書の <u>対象</u>

（注1）「国内有価証券等」とは、本店又は主たる事務所が国内に所在する法人が発行する有価証券をいいます。

（注2）「外国有価証券等」とは、本店又は主たる事務所が国外に所在する法人が発行する有価証券をいいます。

（注3）「国内金融機関の口座」とは、国内にある金融商品取引業者等の営業所等に開設した口座をいいます。

（注4）「国外金融機関の口座」とは、国外にある金融商品取引業者等の営業所等に開設した口座をいいます。

Q7 国内に本店のある銀行の国内支店に外貨預金口座を開設していますが、この外貨預金は国外財産調書の対象となる国外財産に該当しますか。

（答）

- 金融機関に預入れている預貯金が「国外にある」かどうかについては、円建て、外貨建てであるかを問わず、その預金等の受入れをした金融機関の営業所又は事業所の所在地で判定することとされています（国外送金等調書令 10①、相続税法 10①四、相続税法施行令 1 の 13）。
- お尋ねの外貨預金は、国内支店に開設した口座に預入れているものであるため、国外財産調書の対象にはなりません。
- （注）銀行法第 47 条に規定する外国銀行の国内支店に預入れている預金についても、同様に判定します（国外財産調書の対象にはなりません）。

Q8 国内の事業者を通じて国外に不動産を購入しました。この不動産は国外財産調書の対象となる国外財産に該当しますか。

（答）

- 保有する不動産が「国外にある」かどうかについては、その不動産の所在地により判定することとされており、お尋ねの不動産は国外に所在するため、国外財産調書の対象となります（国外送金等調書令 10①、相続税法 10①一）。

Q9 国外に設立した法人に対して、事業運転資金として金銭を貸し付けていますが、この貸付金は国外財産調書の対象となる国外財産に該当しますか。
なお、この法人の本店所在地は国外にあります。

(答)

- 貸付金（貸付金債権）が「国外にある」かどうかについては、その貸付金の債務者である法人の本店等の所在により判定することとされています（国外送金等調書令 10①、相続税法 10①七）。

- お尋ねの貸付金（貸付金債権）は、その債務者である法人の本店の所在が国外にあるため国外財産調書の対象になります。

II 国外財産調書の記載事項等

【国外財産調書の記載事項】

Q10 国外財産調書には、氏名及び住所（又は居所等）のほか、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされていますが、記載事項を具体的に教えてください。

(答)

- 国外財産調書には、国外財産の種類、数量、価額及び所在その他必要な事項を記載することとされています。

具体的には、国外送金等調書規則別表第一上欄に規定する財産の区分に応じて、「種別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」を記入します（国外送金等調書法 5①③、国外送金等調書令 10⑦、国外送金等調書規則 12①）。

なお、「事業用」とは、この国外財産調書を提出する方の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

【参考】財産の区分及び記載事項（国外送金等調書規則別表第一）

財産の区分	記載事項
(一)土地	用途別及び所在別の地所数、面積及び価額
(二)建物	建物用途別及び所在別の戸数、床面積及び価額
(三)山林	用途別及び所在別の面積及び価額
(四)現金	用途別及び所在別の価額
(五)預貯金	種別（当座預金、普通預金、定期預金等の別）、用途別及び所在別の価額
(六)有価証券	種別（株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の別及び銘柄の別）、用途別及び所在別の数量及び価額
(七)貸付金	用途別及び所在別
(八)未収入金 (受取手形を含む。)	用途別及び所在別
(九)書画骨とう及び 美術工芸品	種別（書画、骨とう及び美術工芸品の別）、用途別及び所在別の数量及び価額 (1点10万円未満のものを除く。)
(十)貴金属類	種別（金、白金、ダイヤモンド等の別）、用途別及び所在別の数量及び価額
(十一)(四)、(九)及び(十) に掲げる財産以外 の動産	種別（(四)、(九)及び(十)に掲げる財産以外の動産について、適宜に設けた区分）、用途別及び所在別の数量及び価額（1個又は1組の価額が10万円未満のものを除く。)
(十二)その他の財産	種別（(一)から(十一)までに掲げる財産以外の財産について、預託金、株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利、信託に関する権利等の適宜に設けた区分）、用途別及び所在別の数量及び価額

- また、国外送金等調書規則別表第一上欄に規定する財産の区分のうち、次に掲げる財産の区分に該当する財産の「所在」の記載に当たっては、「その他必要な事項」として、国名及び所在地のほか、債務者等の氏名又は名称を記載してください（国外送金等調書法 5①、通達 5-4(3)）。

【参考】国外財産の所在（氏名又は名称）の記載要領

財産の区分	氏名又は名称
(五)預貯金	預貯金を預入れている金融機関の名称（支店名を含む。)
(六)有価証券	有価証券取引に係る金融機関の名称（支店名を含む。)
(七)貸付金	貸付金に係る債務者の氏名又は名称
(八)未収入金 (受取手形を含む。)	未収入金に係る債務者の氏名又は名称
(十二)その他の財産	預託金等の預入れ先の氏名又は名称

「国外財産調書」の記載例

平成25年12月31日分 国外財産調書

番号 0XXXXXX

国外財産を 有する者 の区分	種類	用途	住所 [支店、事務所、 事務所、住所など]	数量	価額	備考
土地		専業用	〒1170000州△△△街通り6000	1 200㎡	54,508,000	
建物		専業用	〒1170000州△△△街通り6000	1 150㎡	90,000,000	
"		一般用	〒1170000州△△△街通り4440	1 200㎡	77,800,000	土地を含む
預貯金	定期預金	専業用	〒1170000州△△△街通り40 (XX銀行△△支店)	40	58,951,955	
"	定期預金	一般用	〒1170000州△△△街通り123 (〇〇銀行△△支店)	123	12,000,000	
有価証券	株式 (〇〇社)	一般用	〒1170000州△△△街通り321 (〇〇Securities, Inc.)	10,000株	3,300,000	
貸付金		一般用	〒1170000州△△△街通り10123号室 (Axxx B, Yxxxx)		15,600,000	
未収入金		専業用	〒1170000州△△△街通り40 (Bxxx A, Jxxxx)	40	4,400,000	
書画骨とう		一般用	〒1170000州△△△街通り4440	2点	2,000,000	
貴金属類	金	一般用	〒1170000州△△△街通り4440	1kg	5,000,000	
乗用車	自動車	一般用	〒1170000州△△△街通り4440	1台	6,000,000	
その他の財産	宝石 ブレスレット	一般用	〒1170000州△△△街通り1100 (〇〇Inc.)	1,000株	8,200,650	
合 計 額						327,760,605

(1) 枚のうち (1) 枚目

建物

- 「敷地」欄の上段に戸数を、下段に床面積を記入してください。
- 2以上の財産区分からなる財産を一括して記入する場合には「備考」欄に一括して記入する財産の区分等を記入してください。

※ 記載例では、土地付で取得した建物を一括して記入する場合は、土地付を例示しています。

有価証券

- 左記「各財産共通」の1に加え、有価証券の種類(株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付債証券等)及び銘柄の別に区分します。
- 「種類」欄に有価証券の種類及び銘柄を記入してください。
- 「所在」欄は有価証券の保管等を委託している金融機関の所在地、名称及び支店名を記入してください。

※ 国内にある金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている有価証券については、この調査への記入の必要はありません。

貴金属類

- 左記「各財産共通」の1に加え、貴金属の種類(金、白金、ダイヤモンド等)の別に区分します。
- 「種類」欄に貴金属の種類を記入してください。
- 「数量」欄に点数又は重量を記入してください。

家産用動産

○ 上記「書画骨とう」に準じて記入してください。

※ 家産用動産とは、家具、什器備品や自動車などの動産(現金、書画骨とう、美術工芸品、貴金属類を除きます)をいいます。

その他の財産

○ 上記「貴金属類」に準じて記入してください。

※ その他の財産とは、上記のどの種類にも当てはまらない財産、例えば、ストックオプション、民法に規定する組合契約等その他これらに類する契約に基づく出資、信託受益権などをいいます。

※ 価額の記入に当たっては、裏面を参照してください。

【各財産共通】

- それぞれの財産を「専業用」と「一般用」に区分し、更に、所在の別に区分します。
- 所在については、それぞれの財産の所在地(国名及び住所)を記入してください。
- 各財産において記載例が示されている場合は、各財産の番き方に従って記入してください。
- 金額については、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずる価額として「見積価額」を記入してください。
- 一の財産区分について複数の財産を記入する場合は、財産の区分ごとに価額(小計)を記入してください。

土地

○ 「敷地」欄の上段に地所数を、下段に面積を記入してください。

預貯金

- 上記「各財産共通」の1に加え、預貯金の種類(当座預金、普通預金、定期預金等)の別に区分します。
- 「種類」欄に預貯金の種類を記入してください。
- 「所在」欄は預貯金を預入れている金融機関の所在地、名称及び支店名を記入してください。

貸付金及び未収入金

○ 「所在」欄は債務者の氏名又は名称及び住所を記入してください。

書画骨とう

- 上記「各財産共通」の1に加え、書画骨とうの種類(書画、骨とう、美術工芸品)の別に区分してください。
- 「種類」欄に書画骨とうの種類を記入してください。
- 「数量」欄に点数を記入してください。

【合計額】欄

○ 2枚以上の調書を作成、提出する場合でも、「合計額」は1枚目の調書に記入してください。

○ 国外財産調書の記載例については、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) の《申請・届出様式(法定調書関係)》に掲載していますのでご覧ください。

[参考]「国外財産調書の記載例」(国税庁ホームページ《申請・届出様式(法定調書関係)》に掲載)

11

Q11 国外財産調書に記載する国外財産の種類、数量、価額、所在等は、その国外財産の用途別（一般用及び事業用の別）に記載することとされています。

保有する財産の用途が「一般用」であるのか、「事業用」であるのかについては、どのように判定すればよいのですか。

(答)

- 国外財産調書に記載すべき財産の用途が「一般用」であるのか、「事業用」であるのかについては、次のとおり判定します。
- 事業用の国外財産とは、その国外財産を、国外財産調書を提出する方の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供している財産をいいます。
また、一般用の国外財産とは、当該事業又は業務用の国外財産以外の国外財産をいいます（国外送金等調書規則別表第一備考1）。

Q12 国外財産の用途が「一般用」及び「事業用」の兼用である場合、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 国外財産調書に記載する国外財産の種類、数量、価額及び所在等については、国外送金等調書規則別表第一に規定する財産の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載することとされています（国外送金等調書法5①③、国外送金等調書令10⑦、国外送金等調書規則12①）。
- なお、国外財産調書に記載すべき財産の用途が、「一般用」及び「事業用」の兼用である場合には、国外財産調書を提出する方の事務負担を軽減する観点から、一般用部分と事業用部分とを区分することなく、国外財産調書に記載することができます（通達5-4(1)）。
- したがって、国外財産調書の記載に当たり、「用途」欄には「一般用、事業用」と記載し、「価額」欄は、用途別に区分することなく算定した価額を記載して差し支えありません。

Q13 国外に避暑用のコンドミニウム（土地付建物）を保有しています。売買契約書を確認しても「土地」と「建物」の価額に区分することができません。このような財産の場合、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 国外財産調書に記載する国外財産の種類、数量、価額及び所在等については、国外送金等調書規則別表第一に規定する財産の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載することとされています（国外送金等調書法5①③、国外送金等調書令10⑦、国外送金等調書規則12①）。
- なお、国外財産調書に記載すべき国外財産が同別表に規定する2以上の財産の区分からなる財産で、それぞれの財産の区分に分けて価額を算定することが困難な場合には、国外財産調書を提出される方の事務負担を軽減する観点から、これらの財産は一体のものとし

てその価額を算定し、いずれかの財産の区分にまとめて記載することができます（通達5-4(2)）。

- お尋ねのコンドミニアム（土地付建物）については、国外財産調書の各欄に次のとおり記載してください。

【参考】 2以上の財産からなる国外財産に係る国外財産調書（各欄）の記載要領

各 欄	記 載 要 領
国外財産の区分	「建物」
用 途	「一般用」
所 在	コンドミニアムが所在する「国名」及び「住所」
数 量	上段に「戸数」、下段に「床面積」
価 額	建物及び土地の合計額
備 考	価額には「土地を含む」旨

Q14 国外財産の所在については、「国名及び住所等」を記載することとされていますが、「国名」は正式名称で記載する必要がありますか。

(答)

- 「国名」の記載に当たっては、一般的に広く使用されている略称で記載して差し支えありません（通達5-4(3)）。

【財産及び債務の明細書との関係】

Q15 「財産及び債務の明細書」には国内財産と国外財産の双方を記載して提出することとされていますが、「財産及び債務の明細書」を提出する場合でも保有する国外財産の価額が5,000万円を超える場合は、国外財産調書を提出する必要がありますか。

(答)

- 確定申告書の提出の際に「財産及び債務の明細書」の提出が必要な方^(注)で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、国外財産調書の提出も必要になります（国外送金等調書法5①）。

- この場合、法令の規定上、「財産及び債務の明細書」には国外財産に関する事項の記載は要しないこととされていますが（国外送金等調書法5②）、これまで提出されている「財産及び債務の明細書」の記載内容との連続性等の観点から、「財産及び債務の明細書」の「備考」欄に15頁にあるとおり、「国外財産については、国外財産調書に記載のとおり。」と記載してください。

なお、国外に存する債務に係る「財産及び債務の明細書」の記載は、これまでと同様に記載する必要があります。

(注) 「財産及び債務の明細書」の提出が必要な方とは、確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の各種の所得金額の合計額が2,000万円を超える方です。

なお、「所得金額」には、①源泉分離課税の所得、②少額な配当所得のうち確定申告をしないことを選択したもの、③内国法人から支払いを受ける一定の上場株式のうち確定申告をしない

いことを選択したもの、④源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得のうち確定申告をしないことを選択したもの、⑤退職所得の金額は含まれません。

[参考] 「財産及び債務の明細書」に係る国外財産の記載例（「国外財産調書」を提出する場合）

住所 〇〇市〇〇町1-23
氏名 〇〇〇〇

(平成〇〇年分)

	財産又は債務の種類		財産又は債務の金額		財産又は債務の種類		財産又は債務の金額	
	財産又は債務の種類	財産又は債務の細目	財産又は債務の金額	通貨の単位	財産又は債務の種類	財産又は債務の細目	財産又は債務の金額	通貨の単位
財 産	土地	〇〇市〇〇町1-23 (宅地) 2筆 346㎡	27,845,150	円	預貯金		37,750,000	円
	(〃)	〃 〃 2-124 (〃) 1筆 283㎡	11,596,000					
	(〃)	〇〇市XX町4-8 (宅地) 5筆 4,591㎡	210,856,000					
	(林地)	△△市XX1-14 (自家用) 1ヶ79-14	5,000,000		未収入金		528,000	
	小計		255,297,150					
	建物	〇〇市〇〇町1-23 (住宅) 422㎡	5,124,000					
	(〃)	〇〇市XX町4-8 (実家) 1戸 100㎡	5,000,000		書画骨子	2点	10,000,000	
	小計		10,124,000					
	山林	△△市XX1-14 (立木) 1ヶ79-14	7,414,000		貴金属類	2点	2,300,000	
					家庭用 不動産		2,000,000	
	現金		120,600					
	預貯金		17,041,400					
					その他の 財産	貸借権	3,000,000	
						ゴルフ会員権	1,500,000	
						出資金	1,000,000	
有価証券 (株式)	340,000株	19,000,000		小計		5,500,000		
(証券) (債券)	1,000,000口	1,000,000						
(公社債)		1,700,000						
(貸付信託)	200口	2,000,000						
小計		21,700,000						
				計(A)		369,775,150		
債 務	借入金		5,000,000					
	未払金		4,000,000					
	小計		9,000,000					
					計(B)		9,000,000	
差引計(A)-(B)						360,775,150		
備考								

「国外財産については、国外財産調書に記載のとおり。」

【国外財産調書合計表の添付】

Q16 国外財産調書を提出する際には「国外財産調書合計表」を添付して提出することとされていますが、「国外財産調書合計表」の様式はどこで入手できますか。

(答)

○ 国外財産調書の提出に当たっては、国外財産調書に記載した財産の価額をその種類ごとに合計した金額を記載した、「国外財産調書合計表」を添付する必要があります（国外送金等調書規則別表第二備考3）。

○ 「国外財産調書合計表」は、税務署の窓口で入手することができます。

また、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) の「申請・届出様式（法定調書関係）」にも掲載しており、カラープリンタで出力した「国外送金等調書合計表」はそのまま提出用として使用できます。

[参考] 「国外財産調書合計表」（国税庁ホームページ「申請・届出様式（法定調書関係）」に掲載

FA5001

税務署長
年 月 日

平成 年 2月31日分 国外財産調書合計表

住所 (又は 事業所 事務所 等)	<input type="text"/>	フリガナ	<input type="text"/>				提出用
	<input type="text"/>	氏名	<input type="text"/>				
		性別	職業	電話番号	(自宅・勤務先・携帯)		
男	女						
生年月日	<input type="text"/>	財産及び債務の明細書の提出有		<input type="checkbox"/>		番号	<input type="text"/>

(単位は円)

財産の区分	価額	財産の区分	価額
	百万 千 円		百万 千 円
1 土地	<input type="text"/>	12 保険の契約に関する権利	<input type="text"/>
2 建物	<input type="text"/>	株式に関する権利	<input type="text"/>
3 山林	<input type="text"/>	13 預託金等	<input type="text"/>
4 現金	<input type="text"/>	組合等に 対する出資	<input type="text"/>
5 預貯金	<input type="text"/>	信託に関する 権利	<input type="text"/>
6 有価証券	<input type="text"/>	無体財産権	<input type="text"/>
7 貸付金	<input type="text"/>		<input type="text"/>
8 未収入金	<input type="text"/>		<input type="text"/>
9 書画骨とう 美術工芸品	<input type="text"/>	その他の財産 (上記以外)	<input type="text"/>
10 貴金属類	<input type="text"/>		<input type="text"/>
11 動産 (上記4、9、10以外)	<input type="text"/>	合計額	<input type="text"/>

備考

税理士
署名押印

電話番号

区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I
整理期									
異動									
通債日付印 (年月日)	(- . -)								

Ⅲ 国外財産の価額

【基本的な考え方】

Q17 国外財産調書に記載する財産の価額は、その年の12月31日における時価によらなければならないのですか。

(答)

- 国外財産調書に記載する国外財産の価額は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています(国外送金等調書法5③、国外送金等調書令10④、国外送金等調書規則12⑤)。
- これは、国外財産の価額について、その年の12月31日における「時価」の算定が困難な場合等も考えられることから、国外財産調書を提出される方の事務負担等を軽減する観点から時価に準ずるものとして「見積価額」によることを認めることとしているものです。
- したがって、国外財産調書に記載する財産の価額は、その財産の「時価」ではなく「見積価額」を算定し記載しても差し支えありません。
- なお、「時価」についてはQ18を、「見積価額」についてはQ19をそれぞれご確認ください。

Q18 国外財産の「時価」とは、どのような価額をいうのですか。

(答)

- 国外財産の「時価」とは、その年の12月31日における国外財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいいます(通達5-7前段)。
その価額は、国外財産の種類に応じて、動産及び不動産等については専門家による鑑定評価額、上場株式等については、金融商品取引所等^(注)の公表する同日の最終価格等となります。
- (注) 「金融商品取引所等」とは、金融商品取引所のほか、店頭登録等の公表相場があるものを指します。

Q19 国外財産の「見積価額」とは、どのような価額をいうのですか。

(答)

- 国外財産の「見積価額」とは、その国外財産の種類等に応じて、次の方法で算定した価額をいいます(国外送金等調書規則12⑤、通達5-7後段、5-9(2))。
 - ① 事業所得の基因となる棚卸資産
その年の12月31日における「棚卸資産の評価額」
 - ② 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得に係る減価償却資産
その年の12月31日における「減価償却資産の償却後の価額」
 - ③ 上記①及び②以外の財産
その年の12月31日における「国外財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額」
なお、「見積価額」の具体的な算定方法については、Q21以降をご確認ください。

Q20 国外財産調書に記載する国外財産の価額は、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額でもよいのですか。

(答)

○ 財産評価基本通達では、相続税及び贈与税の課税価格計算の基礎となる各財産の評価方法に共通する原則や各種の財産の評価単位ごとの評価の方法を定めています。

国外財産調書に記載する国外財産の価額についても、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額として差し支えありません。

【国外財産の見積価額】

Q21 国外財産の「見積価額」の合理的な算定方法について、財産の種類ごとに具体的に教えてください。

(答)

- 国外財産調書に記載すべき国外財産（事業所得の基因となる棚卸資産及び不動産所得、事業所得、雑所得又山林所得に係る減価償却資産を除きます。）の「見積価額」については、その年の12月31日における国外財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定する必要があります。
- 合理的な方法により算定された国外財産の「見積価額」とは、例えば、次のような方法により算定された価額をいいます（通達5-8）。

国外財産の種類	見積価額の算定方法
土地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれかの方法により算定した価額。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の12月31日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額。 (2) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額。 <p style="margin-left: 20px;">(注) 具体的には、取得価額に合理的な価格変動率を乗じて、その年の12月31日における見積価額を算定します。この場合の合理的な価格変動率は、その国の統計機関（統計局、統計庁など）が公表する不動産に関する統計指標等を参考にして求めることができます。</p> <p style="margin-left: 20px;">なお、統計機関は、様々な統計指標をインターネット上に公開しており（国により掲載情報は異なります。）、日本の総務省統計局のホームページ上に、「外国政府の統計機関」として、様々な国の統計機関のホームページへのリンクが掲載されています。</p> <p style="margin-left: 20px;">(http://www.stat.go.jp/info/link/5.htm)</p> (3) その年の翌年1月1日から国外財産調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。
建物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれかの方法により算定した価額。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の12月31日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額。 (2) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額。 (3) その年の翌年1月1日から国外財産調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。 (4) 業務の用に供する資産以外のものである場合は、取得価額から、その年の12月31日における経過年数に応ずる償却費の額を控除した金額。 <p style="margin-left: 20px;">(注) 「経過年数に応ずる償却費の額」は、その財産の取得又は建築の時からその年の12月31日までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年として計算します。）の償却費の額の合計額。また、償却方法は、定額法によるものとし、耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数によります。</p>

国外財産の種類	見積価額の算定方法
山林	<p>○ 次のいずれかの方法により算定した価額。</p> <p>(1) 外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の12月31日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額。</p> <p>(2) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額。</p> <p>(3) その年の翌年1月1日から国外財産調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。</p>
現金	○ その年の12月31日における有り高。
預貯金	○ その年の12月31日における預入高。
有価証券 <small>(金融商品取引所等に上場等されている有価証券以外の有価証券)</small>	<p>○ 次の(1)、(2)又は(3)の方法により算定した価額。</p> <p>(1) その年の12月31日における売買実例価額(同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額)のうち、適正と認められる売買実例価額。</p> <p>(2) (1)による価額がない場合には、その年の翌年1月1日から国外財産調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。</p> <p>(3) (1)及び(2)による価額がない場合には、取得価額。</p>
貸付金	○ その年の12月31日における貸付金の元本の額。
未収入金 <small>(受取手形を含む。)</small>	○ その年の12月31日における未収入金の元本の額。
書画骨とう及び美術工芸品	<p>○ 次の(1)、(2)又は(3)の方法により算定した価額。</p> <p>(1) その年の12月31日における売買実例価額(同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額)のうち、適正と認められる売買実例価額。</p> <p>(2) (1)による価額がない場合には、その年の翌年1月1日から国外財産調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。</p> <p>(3) (1)及び(2)による価額がない場合には、取得価額。</p>
貴金属類	<p>○ 次の(1)、(2)又は(3)の方法により算定した価額。</p> <p>(1) その年の12月31日における売買実例価額(同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額)のうち、適正と認められる売買実例価額。</p> <p>(2) (1)による価額がない場合には、その年の翌年1月1日から国外財産調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。</p> <p>(3) (1)及び(2)による価額がない場合には、取得価額。</p>

国外財産の種類	見積価額の算定方法
家庭用動産 (現金、書画骨とう、美術工芸品、貴金属類を除く。)	○ 家具、什器備品、自動車、船舶や航空機などの動産で、業務の用に供する資産以外の資産である場合は、取得価額から、その年の12月31日における経過年数に応ずる償却費の額を控除した金額。 (注)「経過年数に応ずる償却費の額」は、その財産の取得又は建築の時からその年の12月31日までの期間(その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年として計算します。)の償却費の額の合計額。 また、償却方法は、定額法によるものとし、耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数によります。

【保険に関する権利の価額】

Q22 以前、国外に居住していた際、外国の生命保険会社(国内に営業所等はありません。)の生命保険に加入し現在も引き続き加入していますが、この生命保険の価額はどのように算定すればよいのですか。

なお、加入している生命保険契約は満期返戻金のあるものです。

(答)

○ 保険(共済を含む。)に関する権利の価額は、その年の12月31日にその生命保険契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額をその財産の価額として差し支えありません。

なお、加入している生命保険契約が、満期返戻金を定期金(年金形式)で受け取ることができる内容のものであっても同様の方法により価額を算定します。

(注) 損害保険契約に関する権利の価額についても同様の方法で算定します。

【定期金に関する権利の価額】

Q23 以前、国外に居住していた際に加入していた外国の生命保険会社(国内に営業所等はありません。)から、生命保険契約に基づく定期金(年金)を受け取っていますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。

(答)

○ 給付事由が発生している生命保険契約に基づく定期金についても、保険(共済を含む。)に関する権利の価額は、その年の12月31日にその生命保険契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額をその財産の価額として差し支えありません。

(注) 損害保険契約に関する権利の価額についても同様の方法で算定します。

【ストックオプションに関する権利の価額】

Q24 外国法人からのストックオプションに関する権利を保有していますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。

(答)

○ スtockオプションに関する権利の価額については、その目的となっている株式の種類に応じて、例えば、次の算式で計算した金額をその財産の価額として差し支えありません。

【計算式】

(「その年の12月31日におけるストックオプションの対象となる株式の価額」
－ 「1株当たりの権利行使価額」) × 「権利行使により取得することができる株式数」

- また、上記算式の「その年の12月31日におけるストックオプションの対象となる株式の価額」については、例えば、金融商品取引所等に上場されている株式の場合には、金融商品取引所等が公表するその年の12月31日の最終価格により、また、金融商品取引所等に上場されていない株式の場合には、適正と認められる売買実例価額などによって価額を算定します。

【民法に規定する組合契約等その他これらに類する契約に基づく出資の価額】

Q25 不動産投資を目的とした外国のパートナーシップに対して出資していますが、国外財産調書には出資額を記載すればよいのですか。

(答)

- 民法に規定する組合契約等に類する外国のパートナーシップのように、そのパートナーシップ自体が営利を目的として事業を行うことができる事業体に対する出資の価額は、その事業体の実情に応じて、例えば、次の金額をその財産の価額として差し支えありません。
- (1) その事業体が行う事業に係る計算書等の送付等がある場合
「その年の12月31日又は同日前の最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき計算したその事業体の純資産価額又は利益の額」 × 「自己の出資割合」
- (2) その事業体が行う事業に係る計算書等の送付等がない場合
「出資額」

【信託に関する権利の価額】

Q26 保有している外国国債を外国の金融機関（国内に営業所等はありません。）に信託して運用しています。
このような財産の価額は、どのような方法で算定すればよいのですか。

(答)

- 信託の利益を受ける権利には、信託財産の運用等によって生ずる利益を受ける権利と、信託終了後において信託財産自体を受ける権利とがあり、前者を収益の受益権、後者を元本の受益権といい、両者を含めて信託受益権といいます。
- 信託受益権の価額は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる方法により価額を算定することとして差し支えありません。
- (1) 元本と収益との受益者が同一人である場合
「信託財産の見積価額」
(注) 信託財産の見積価額は、信託財産の種類に応じて、前記Q21の方法で算定して差し支えありません。
- (2) 元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合
「(1)の価額」 × 「受益割合」

(3) 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合

イ 元本を受益する場合

「(1)の価額」－「ロにより算定した価額」

ロ 収益を受益する場合

次のいずれかの方法により算定した価額。

① 受益者が将来受けると見込まれる利益の額の複利現価の額の合計額

② 「その年中に給付を受けた利益の額」×「信託契約の残存年数」

[参考]「複利現価の額の合計額」とは

○ 「複利現価の額の合計額」とは、信託受益権に基づき将来受ける利益の額を次の算式によって計算した金額をいいます。

(1) 「第1年目の利益の年額」×「1年後の複利現価率」＝A

「第2年目の利益の年額」×「2年後の複利現価率」＝B



「第n年目の利益の年額」×「n年後の複利現価率」＝N

(2) 「A+B+……+N」＝信託受益権の価額

(注1) 上の算式中の「第1年目」及び「1年後」とは、それぞれ、その年の12月31日の翌日から1年を経過する日まで及びその1年を経過した日の翌日をいいます。

(注2) 複利現価率については、その国の国債利回り等を基に計算した複利現価率によることとして差し支えありません。

【預託金等の価額】

Q27 外国にあるリゾート施設を利用するための会員権を保有しています。会員権を取得する際に、外国のリゾート施設経営会社に預託金を支払っていますが、この預託金も国外財産調書の対象になりますか。

(答)

○ リゾート施設を利用するための会員権の取得に際し支払った預託金又は委託証拠金その他の保証金（以下「預託金等」といいます。）で、その年の12月31日において退会することとした場合、直ちに返還を受けることができるものについては国外財産調書に記載すべき財産に該当します。

○ また、国外財産調書に記載する財産の価額は、その年の12月31日に返還を受けることができる預託金等の額によることとして差し支えありません。

【無体財産権の価額】

Q28 特許権（無体財産権）を保有していますが、この特許権が国外財産に該当する場合、その価額はどのような方法で算定すればよいのですか。

(答)

○ 特許権等の無体財産権の価額は、次のいずれかの方法で算定することとして差し支えありません。

- ① その権利に基づき将来受けると見込まれる補償料の額の複利現価の額の合計額
- ② 「その年中に受けた補償料の額」×「その権利の存続期間」

【参考】「複利現価の額の合計額」とは

○ 「複利現価の額の合計額」とは、特許権等の無体財産権に基づき将来受けると見込まれる補償料の額を次の算式によって計算した金額をいいます。

- (1) 「第1年目の補償料の年額」×「1年後の複利現価率」＝A
「第2年目の補償料の年額」×「2年後の複利現価率」＝B



「第n年目の補償料の年額」×「n年後の複利現価率」＝N

- (2) 「A+B+⋯⋯⋯+N」＝将来受けると見込まれる補償料の価額

(注1) 上の算式中の「第1年目」及び「1年後」とは、それぞれ、その年の12月31日の翌日から1年を経過する日まで及びその1年を経過した日の翌日をいいます。

(注2) 複利現価率については、その国の国債利回り等を基に計算した複利現価率によることとして差し支えありません。

【共有財産の価額】

Q29 外国に別荘を保有していますが、その別荘は配偶者との共有財産として取得しており、持分が明らかではありません。このような財産の価額はどのような方法で算定すればよいのですか。

(答)

○ 国外財産調書に記載する国外財産が共有財産である場合は、その財産の価額は次により算定します（通達5-12）。

- ① 持分が定まっている場合

その財産の価額をその共有者の持分に応じてあん分した価額

- ② 持分が定まっていない場合（持分が明らかでない場合を含む。）

その財産の価額を各共有者の持分は相等しいものと推定し、その推定した持分に応じてあん分した価額

○ したがって、持分が明らかでない共有財産である別荘の価額については、各共有者の持分は相等しいものと推定し、その時価又は見積価額の2分の1の価額を国外財産調書に記載します。

【借入金で取得した国外財産の価額】

Q30 国外財産を金融機関からの借入金で取得している場合、その財産の価額の算定に当たり、借入金元本を差し引いてよいのですか。

(答)

- 国外財産の価額は、時価又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています（国外送金等調書法 5③、国外送金等調書令 10④、国外送金等調書規則 12⑤）。
- また、国外財産の「時価」又は「見積価額」の意義については、次のとおりとされています（通達 5－7）（Q18、19 参照）。
 - ① 国外財産の「時価」
その年の 12 月 31 日における国外財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいいます。
 - ② 国外財産の「見積価額」
その年の 12 月 31 日における国外財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。
- したがって、国外財産を借入金で取得した場合であっても、その国外財産の「時価」又は「見積価額」の価額の算定に当たり、借入金元本を差し引くことはできません。

【外貨で表示されている国外財産の邦貨換算の方法】

Q31 国外財産調書に記載する国外財産の価額は邦貨（円）によることとされていますが、外貨で表示されている国外財産の価額はどのような方法で邦貨に換算すればよいのですか。

(答)

- 国外財産の価額が外国通貨で表示される場合における当該国外財産の価額の本邦通貨への換算は、その年の 12 月 31 日における外国為替の売買相場により行うものとされています（国外送金等調書令 10⑤）。
- 具体的には、国外財産調書を提出する方の取引金融機関が公表するその年の 12 月 31 日における最終の対顧客直物電信買相場又はこれに準ずる相場（同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場）により邦貨に換算し、国外財産調書に記載することとされています（通達 5－11）。
- なお、国外財産が預貯金等で、取引金融機関が特定されている場合には、その預貯金等を預入れている金融機関が公表する上記の相場により邦貨に換算します。

IV 過少申告加算税等の特例

【特例の概要】

Q32 国外財産調書を提出等している場合の、過少申告加算税等の特例措置について教えてください。

(答)

- 国外財産調書の提出制度は、保有する国外財産の種類、数量及び価額等の情報の提出をその財産を保有する方ご本人から求めるものです。

本制度においては、国外財産調書の適正な提出に向けたインセンティブとして、過少申告加算税及び無申告加算税（以下「過少申告加算税等」といいます。）の特例措置が設けられています（国外送金等調書法6）。

- 具体的には、次のような措置が講じられています。

① 過少申告加算税等の優遇措置

国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関する所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）又は相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%減額されます。

② 過少申告加算税等の加重措置

国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（重要な事項の記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関する所得税等の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その国外財産に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%加重されます。

（注） 「過少申告加算税等の加重措置」は、相続税及び亡くなられた方の所得税等についての適用はありません。

【提出期限後に提出された国外財産調書の取扱い】

Q33 提出期限内に国外財産調書を提出することができなかった場合、過少申告加算税等に係る優遇措置の適用を受けることはできないのですか。

(答)

- 提出期限後に国外財産調書を提出した場合であっても、その国外財産に関する所得税等又は相続税について、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その国外財産調書は提出期限内に提出されたものとみなして、過少申告加算税等の特例を適用することとされています（国外送金等調書法6④）。

- したがって、提出期限後に国外財産調書を提出した場合であっても、国外財産等に関する所得税等又は相続税について申告漏れが生じた場合における過少申告加算税等の優遇措置の適用を受けることができる場合があります。

V 罰則

Q34 国外財産調書を提出しなかった場合の罰則について教えてください。

(答)

○ 国外財産調書の提出制度においては、故意に、次の行為をした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされています（国外送金等調書法10①②本文）。

① 偽りの記載をした国外財産調書を提出した場合

② 正当な理由がなく提出期限内に国外財産調書を提出しなかった場合

(注) 上記のほか、国外送金等調書法第9条第3号及び第4号の規定に該当する行為が認められた場合にも、同様の罰則が課されることとされています。

国外送金等調書法第9条第3号の規定に該当する行為が認められた場合とは、国外財産調書の提出に関する調査について行う当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときをいい、同条第4号の規定に該当する行為が認められた場合とは、国外財産調書の提出に関する調査について行う物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含みます。）を提示し、若しくは提出したときをいいます。

○ なお、上記②の罪については、情状により処罰する必要がないと認められるときには、刑を免除することができることとされています（国外送金等調書法10②ただし書）。

○ また、この罰則の規定の適用については、国外財産調書の提出制度について十分な周知期間を確保し、本制度の円滑な導入に万全を期す観点から、適用を本制度の導入時期よりも1年後ろ倒しし、平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用することとされています。

したがって、平成26年3月17日までに提出すべき国外財産調書については、上記罰則の適用はありません。

(注) 国外送金等調書法第9条第3号及び第4号の規定に該当する行為が認められた場合に課される罰則の適用は、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用されます。